

## 加東市地域防災計画の修正案（概要）

国・県の動向を踏まえ、加東市地域防災計画【風水害等対策編】【震災対策編】【資料編】の一部を追記、修正し、【付編】南海トラフ地震防災対策推進計画を追加するものです。

### 1 国・県の動向等に伴う追記、修正するもの

直近の国の防災基本計画の修正（H30.6月、R1.5月、R2.5月）及び県地域防災計画（R2.1月）の修正を踏まえた修正

- ① 5段階の警戒レベルでの防災情報の提供の追記【風水害等対策編】  
「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）」を  
↓  
「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4避難勧告・避難指示（緊急）、警戒レベル5災害発生情報」に修正する。

第3編  
【p33-36】
- ② 災害時要援護者関連施設に係る避難確保計画に関する追記【風水害等対策編】  
水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めた災害時要援護者関連施設（社会福祉施設、学校、医療施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成する必要があります。また、計画に基づいて、避難訓練を実施する必要があります。  
市は、作成していない施設の所有者又は管理者に対して、同計画の作成を指示できることを追記する。  
対象となる災害時要援護者関連施設は、資料編に示す。

第2編  
【p16-19】
- ③ 災害時要援護者対策の推進に関する追記【風水害等対策編】【震災対策編】  
防災と福祉の連携の促進を図り、地区（自治会）、自主防災組織等を主体に地域の取組として、要援護者のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の避難に係る個別の支援計画を作成することに対して、市は地域への支援体制の整備に努めることを追記する。

第2編(風水)  
【p15】  
第2編(震災)  
【p15-16】
- ④ 災害時要援護者関連施設のデータ更新【資料編】  
最新データに更新する。また、水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、対象となる災害時要援護者関連施設については、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の表

【p110-114】

中欄に浸水想定深又は土砂災害区分を記載する。医療施設については、入院病床を有する施設を対象とする。

## 2 兵庫県地域防災計画との整合性を図るもの

令和2年1月の改正を基に、全体的な見直しをするものです。

### 【風水害等対策編】

#### 第1編

- ①兵庫県地域防災計画及び水防計画と整合を図り字句を修正

#### 第2編

- ①兵庫県地域防災計画及び水防計画と整合を図り字句を修正

- ②ため池災害に関する情報提供の追記

【p25】

ため池ハザードマップの作成、周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民に提供するために追記

#### 第3編

- ①兵庫県地域防災計画と整合を図り字句を修正

#### 第4編

- ①兵庫県地域防災計画と整合を図り字句を修正

### 【震災対策編】

#### 第1編

- ①兵庫県地域防災計画及び水防計画と整合を図り字句を修正

#### 第2編

- ①兵庫県地域防災計画及び水防計画と整合を図り字句を修正

#### 第3編

- ①兵庫県地域防災計画と整合を図り字句を修正

- ②受援計画に関することを追記

#### 第4編

- ①兵庫県地域防災計画と整合を図り字句を修正

### 【資料編】

- ①各関係機関の名称変更等による修正（軽微な変更）

【p65-69】

- ②各種データを最新のデータに更新（軽微な変更）

【p16-53】

- ③要援護者関連施設の修正

【p110-114】

- ④条例の改正に伴う修正

【p6-8】

- ⑤指定緊急避難場所及び指定避難所の追記、修正

【p93-94】

- ⑥災害救助法による救助の基準の改正による修正 【p115-118】
- ⑦災害弔慰金等の基準の改正による修正 【p119-120】
- ⑧指定文化財の名称等の修正（軽微な変更） 【p138-141】

### 3 その他

- (1) 【資料編】 主な協定一覧の記載内容の変更及び協定書の削除 【p86-89】

新たに締結した協定の追記を行う。更新にあたり、協定一覧の表中に「締結年月」及び協定の目的、連絡先を記載した「内容」を追記することで、掲載している協定書を資料編から削除する。

- (2) 【付編】 南海トラフ地震防災対策推進計画の追加

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定による推進地域に指定されていることから、同法第5条第2項の規定に基づき、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とした計画を追加する。